

第 12 次長浜市交通安全計画の策定概要

1. 計画策定の趣旨

本計画は、本市の陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、長浜市交通安全対策会議にて、第 12 次滋賀県交通安全計画を踏まえ、策定するものです。

また、第 11 次長浜市交通安全計画が昨年度で終了していることから、本市域での交通事故等の現状や特徴を踏まえるとともに、関係機関との連携を図りながら速やかに策定するものです。

2. 計画の主な内容

(1) 現状・課題

本市の交通事故等の現状と第 11 次交通安全計画からの課題

(2) 理念・方針

目指すべき姿とそれを実現する考え方

(3) 目標

交通事故による死者数や重傷者数

(4) 重視すべき視点

高齢者を交通事故から守る／起こさない総合対策、子どもの安全確保のための環境整備、自転車の安全確保（法令遵守と通行環境整備）、外国人の交通安全対策、身近な道路及び交差点における安全確保 など

(5) 具体的施策

道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救助・救急活動の充実、交通事故被害者支援の推進

3. 計画期間

令和 8 年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 5 年間

※第 12 次滋賀県交通安全計画の期間と同じ

4. 組織体制図

別頁のとおり

5. 策定スケジュール

令和 8 年 6 月～	長浜市交通安全対策会議の開催（3 回程度） 関係各課との協議（3 回程度） 長浜市ふるさと交通安全推進協議会（1 回程度）
令和 8 年 8 月～9 月	素案作成
令和 8 年 10 月～11 月	パブリックコメント
令和 8 年 12 月	計画策定
令和 9 年 1 月	公表・周知

交通安全対策基本法（抜粋）

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第 12 次長浜市交通安全計画策定組織体系図

